

## 社会福祉法人御幸会 役員報酬規程

〔平成19年2月17日制定〕

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人御幸会役員の報酬及びその支給方法を定めることを目的とする。

### （報酬額）

第2条 役員の報酬は、次のとおりとする。

理事長 月額 300,000円

### （報酬の支給方法）

第3条 報酬は、その月の末日までに支給するものとする。

ただし、月の中途日に選任又は退職したときは、日割計算により支給するものとする。

### （その他）

第4条 施設長である理事並びに評議員については、本規程は適用しないこととする。

### 附則

この規程は、平成19年2月17日から施行する。

この規程は、平成22年9月1日から改定する。

# 社会福祉法人御幸会 役員費用弁償に 関する規程

平成13年6月1日制定

## (目的)

第1条 この規則は社会福祉法人御幸会の理事、監事及び評議員（以下理事等という）に対する費用弁償の額を定めることを目的とする。

## (費用の弁償額)

第2条 理事等の費用弁償の額は、以下の通りとする。

- ① 日当は、日額 50,000円 とする。
- ② 交通費は実費とする。
- ③ 宿泊料は、政令指定都市の場合10,000円とし、それ以外は、8,000円とする。

## (費用弁償の支給基準)

第3条 費用弁償は次の会議等への出席日数により計算する。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 理事及び監事の合同会議
- (4) 理事長が特別に召集する会議

## (支給方法)

第4条 第3条に定める会議等へ出席の都度支給することができる。

## 附 則

この規定は、平成13年6月1日から施行する。

この規定は、平成20年3月1日から改定する。

この規定は、平成22年3月1日から改定する。

この規定は、平成29年4月1日から改定する。